

(写)

令和4年9月14日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・
同部分品製造業最低賃金専門部会
部会長 福田 素生

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月3日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 土屋 直樹
福田 素生
満木 祐子

労働者代表委員 新井 博
江郷 俊太
松村 敏司

使用者代表委員 栗生田誠人
石井 俊司
石口 孝貴

(写)

別 紙

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品
製造業最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,022円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり